



豊洲地区における病院整備及び運営に関する協定書

江東区（以下「甲」という。）と学校法人昭和大学（以下「乙」という。）は、平成21年11月11日に締結した「豊洲地区における病院整備及び運営に関する覚書」に基づく新病院（以下「新病院」という。）の整備及び運営に関して、以下のとおり協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、新病院の整備及び運営に当たって、甲と乙の双方の信頼と協調のもと、これらを円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

（新病院の目的）

第2条 新病院は、甲が平成21年3月に策定した「南部地域における病院整備の基本方針」に基づき、江東区内における医療提供体制の向上を図るとともに、医師及び看護師、その他医療人の育成及び教育を行うことを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、新病院は、次の基本理念を有するものとする。

- (1) こどもたちの健やかな成長を育み、その安心・安全を確保する「女性とこどもにやさしい病院」であること。
- (2) 地域の環境に十分配慮するとともに、地域に開かれた運営を行い、積極的な地域貢献を果たす病院であること。
- (3) 医師及び看護師、その他必要な医療スタッフが確保されている病院であること。
- (4) 安定的かつ継続的な医療提供を行うため、医療制度及び経営環境の変化に柔軟に対応できる経営戦略を備え、経営資源の機能的・効率的な運用を図る病院であること。

（設置場所）

第3条 新病院の設置場所は、次の土地とする。

江東区豊洲五丁目5番5 (地番)

（名称）

第4条 新病院の名称は、甲乙協議して定めるものとする。

（病床数）

第5条 新病院の総病床数は、400床規模とし、具体的な病床数は甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新病院の開院時においては、乙は、300床の病床を稼動させる体制をとるものとし、開院後は可能な限り速やかに前項で定める病床を稼動させ



るよう努めるものとする。

- 3 第1項に定める総病床数について、これを変更する場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(開院の時期)

第6条 新病院は、平成25年度に開院するものとする。

- 2 乙は、やむを得ず平成25年度までに新病院を開院できない事由が生じた場合は、あらかじめ延期を必要とする事由及び新たな開院時期を記載した書面をもって甲の承認を受け、甲の承認した開院時期までに新病院を開院するものとする。
- 3 新病院の具体的な開院日については、甲乙協議して定めるものとする。

(整備・運営の基本原則)

第7条 新病院は、乙が整備し、これを運営するものとする。

- 2 甲は、乙が行う新病院の整備及び運営に関し協力を行うとともに、必要な要請を行うことができるものとする。
- 3 乙は、第2条第2項の基本理念を踏まえ、前項に定める甲の要請の実現に努めるものとする。

(事業計画)

第8条 甲及び乙は、毎年度、新病院の具体的な整備及び運営について協議し、乙は事業計画を定め、甲に提出するものとする。

(土地の貸付け)

第9条 甲は乙に対し、新病院の用地として、第3条に定める土地を30年間貸し付けるものとする。なお、甲は、貸付期間を更新することができるものとする。

- 2 前項で定める土地の貸付期間のうち、当初の10年間については、無償で貸し付けるものとする。なお、その後については、新病院の経営状況等を考慮のうえ、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 土地の貸付けに関する詳細な事項については、甲乙間で締結する「貸付契約書」において定めるものとする。

(事業費の負担等)

第10条 新病院の整備及び運営に要する事業費については、乙の負担とする。

- 2 甲は、乙が負担する新病院の建設工事費について、乙に補助することができるものとする。
- 3 前項で定める補助の額は、乙が負担する新病院の建設工事費から国及び都の補助額を

控除した額と、甲が定める基準額 150 億円とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。

- 4 前項で定める補助金について、甲は、乙が新病院の建設に着工した年度から 3 か年にわたり分割して支払うものとする。
- 5 新病院の開院後、特段の事情により、乙が甲に対し新たに補助を求める場合は、甲は乙との協議に応じるものとする。
- 6 甲が乙に対して行う補助に関する具体的な手続き及び補助対象経費等の詳細な事項については、甲が定めるものとする。

（診療科）

第 11 条 新病院の診療科は、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 前項に定める診療科について、その一部を廃止し、又は新規開設等により変更する場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（医療連携体制）

第 12 条 新病院は、地域医療の中核的な病院として、江東区内の医療機関との患者の紹介、逆紹介、返送等を積極的に行い、適切な医療連携体制の構築に努めるものとする。

（重点医療等）

第 13 条 新病院は、産科、婦人科、小児科医療及び周産期医療に重点を置き、常に質の高い医療サービスの提供に努めるものとする。

- 2 新病院は、24 時間救急に対応した二次救急医療機関として機能するに足る十分な運営体制の確保に努めるものとし、地域の医療機関との連携を積極的に図りながら対応するものとする。
- 3 新病院は、大規模災害等が発生した際、救急医療活動及び防疫活動の拠点として、地域住民の生命及び安全を守る機能を有するものとする。

（地域保健医療施策への協力）

第 14 条 乙は、甲が実施する地域保健医療の施策に積極的に協力するものとする。

（病院運営に関する協議会等の設置）

第 15 条 新病院の整備及び運営に関する協議を行う場として、病院運営に関する協議会等を設置するものとする。

- 2 前項の協議会等の設置及び運営については、甲乙協議して定めるものとする。

(室料差額)

第16条 新病院における室料差額を徴収する病床の扱いは、厚生労働省の指導基準に準ずるものとする。また、症状個室は室料差額を徴収しないものとする。

- 2 室料差額を徴収する病床の割合及び徴収する金額については、公的な目的及び役割を有する新病院の性格を十分考慮し、甲乙協議のうえ、乙が設定するものとする。
- 3 乙は、新病院の室料差額に関する内容を変更する場合は、甲と事前に協議するものとする。

(報告等)

第17条 乙は、新病院の整備及び運営に関し、甲に対して定期及び臨時に報告を行うものとする。なお、報告すべき事項については、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 甲は、前項の報告により適正でないと思われる事項があるときは、乙と協議のうえ、必要な是正措置を求めることができるものとする。

(議会の議決)

第18条 本協定に定める事項のうち、江東区議会による議決を必要とするものについては、江東区議会において、必要な議案が可決された後に、その効力が生じるものとする。

(協定の解除)

第19条 甲及び乙は、相手方の責に帰すべき事由により、この協定に定める義務を履行できないときは、この協定を解除し、かつ、これによって生じた損害に対する補償を求めることができるものとする。

(協議)

第20条 本協定の解釈に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

- 2 本協定の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

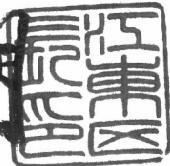
平成 22 年 3 月 31 日

(甲) 住所 東京都江東区東陽四丁目11番28号

氏名 江 東 区

江東区長

山崎孝明



(乙) 住所 東京都品川区旗の台一丁目5番8号

氏名 学校法人昭和大学

理事長

川口勝司

